

○福岡県財務規則（契約保証金関係箇所抜粋）

昭和三十九年四月一日

福岡県規則第二十三号

（契約保証金）

第百六十九条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、公有財産売払特例入札の場合は、公有財産の売払いの予定価格の百分の十の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。

3 前二項に規定する担保は、次の各号に掲げるものとし、その価値は、当該各号に定めるところによる。

一 第百四十五条第三項各号に掲げるもの 当該各号に定めるところによる。

二 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証その保証する金額

4 契約の相手方が、入札の際、入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合は、これを契約保証金又は担保に充当することができる。

5 契約内容の変更により契約金額の三割以上の増減額を生じたときは、これに相当する契約保証金又はこれに代わる担保を追加して納付若しくは提供させ又は契約の相手方の請求により、これに相当する金額又は担保を還付するものとする。

6 契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付する。

（平八規則四三・平九規則五〇・平一九規則三・一部改正）

（契約保証金の減免）

第百七十条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。

一 県の内部の相互間で物品を売り払うとき。

二 契約の相手方が、保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣

が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

四 令第六十七條の五及び令第六十七條の十一に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約（建設工事に係るものにあつては、契約金額五百万円未満のものに限る。）を締結する場合において、その者が過去二年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

五 法令に基づき延納が認められる場合において、延納についての確実な担保が提供されたとき。

六 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時又は物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納される時。

七 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

八 国（独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

九 電気、ガス若しくは水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づき契約を締結するとき。

十 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

十一 研修用原料繭の購入に係る随意契約を締結する場合又は研修用原料繭から生産した生糸の委託販売について確実な連帯保証人をたてさせて随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

十二 第八号に掲げる場合を除き、県の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

十三 資金を貸付する契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

（昭四〇規則七・昭四一規則一三・昭四一規則四五・昭四二規則一六・昭六二規則二五・平八規則四三・平九規則五〇・平一三規則三四・平一八規則二七・一部改正）